【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年11月14日提出
【計算期間】	第11期中(自 2023年2月15日至 2023年8月14日)
【ファンド名】	ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド
【発行者名】	ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木　桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ　タワー
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ　タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【ファンドの運用状況】

【ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド】

以下の運用状況は2023年 8月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	9,010,720,468	99.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	35,105,531	0.39
合計(純資産総額)		9,045,825,999	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2014年 2月14日)	34,687	35,499	1.2814	1.3114
第2計算期間末 (2015年 2月16日)	17,973	18,374	1.3443	1.3743
第3計算期間末 (2016年 2月15日)	7,248	7,378	1.1136	1.1336
第4計算期間末 (2017年 2月14日)	6,094	6,189	1.2754	1.2954
第5計算期間末 (2018年 2月14日)	5,358	5,430	1.4848	1.5048
第6計算期間末 (2019年 2月14日)	4,952	5,011	1.6579	1.6779
第7計算期間末 (2020年 2月14日)	5,122	5,170	2.1182	2.1382
第8計算期間末 (2021年 2月15日)	19,310	19,470	2.4190	2.4390
第9計算期間末 (2022年 2月14日)	12,241	12,291	2.4342	2.4442
第10計算期間末 (2023年 2月14日)	8,512	8,512	2.0757	2.0757
2022年 8月末日	9,660	―	2.1680	―
9月末日	9,215	―	2.0781	―
10月末日	9,030	―	2.0699	―
11月末日	8,813	―	2.0459	―
12月末日	8,156	―	1.9668	―
2023年 1月末日	8,254	―	2.0075	―
2月末日	8,428	―	2.0690	―
3月末日	8,297	―	2.0610	―
4月末日	8,193	―	2.0977	―
5月末日	8,803	―	2.3524	―
6月末日	9,091	―	2.5548	―

7月末日	8,989	—	2.5982	—
8月末日	9,045	—	2.6537	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 2月15日～2014年 2月14日	0.0300
第2期	2014年 2月15日～2015年 2月16日	0.0300
第3期	2015年 2月17日～2016年 2月15日	0.0200
第4期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	0.0200
第5期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	0.0200
第6期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	0.0200
第7期	2019年 2月15日～2020年 2月14日	0.0200
第8期	2020年 2月15日～2021年 2月15日	0.0200
第9期	2021年 2月16日～2022年 2月14日	0.0100
第10期	2022年 2月15日～2023年 2月14日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2013年 2月15日～2014年 2月14日	31.1
第2期	2014年 2月15日～2015年 2月16日	7.2
第3期	2015年 2月17日～2016年 2月15日	△15.7
第4期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	16.3
第5期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	18.0
第6期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	13.0
第7期	2019年 2月15日～2020年 2月14日	29.0
第8期	2020年 2月15日～2021年 2月15日	15.1
第9期	2021年 2月16日～2022年 2月14日	1.0
第10期	2022年 2月15日～2023年 2月14日	△14.7
第11期（中間期）	2023年 2月15日～2023年 8月14日	23.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド

以下の運用状況は2023年 8月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	6,881,368,406	76.37
	キュラソー	76,010,550	0.84
	小計	6,957,378,956	77.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,053,282,871	22.79
合計(純資産総額)		9,010,661,827	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

２【設定及び解約の実績】

【ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2013年 2月15日～2014年 2月14日	168,913,863,028	141,844,281,285
第2期	2014年 2月15日～2015年 2月16日	1,477,748,027	15,177,290,312
第3期	2015年 2月17日～2016年 2月15日	270,308,890	7,131,875,787
第4期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	102,648,326	1,832,708,537
第5期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	130,955,049	1,300,581,485
第6期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	164,474,027	786,225,761
第7期	2019年 2月15日～2020年 2月14日	347,241,661	916,229,581
第8期	2020年 2月15日～2021年 2月15日	6,871,799,417	1,307,073,000
第9期	2021年 2月16日～2022年 2月14日	1,474,547,186	4,428,445,761
第10期	2022年 2月15日～2023年 2月14日	136,852,936	1,064,472,504
第11期（中間期）	2023年 2月15日～2023年 8月14日	51,955,929	701,603,801

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年 2月15日から2023年 8月14日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2023年 2月14日現在	当中間計算期間末 2023年 8月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,744,986	44,615,894
親投資信託受益証券	8,470,772,609	8,802,127,653
未収入金	94,000,000	95,000,000
流動資産合計	8,606,517,595	8,941,743,547
資産合計	8,606,517,595	8,941,743,547
負債の部		
流動負債		
未払解約金	303,486	6,017,476
未払受託者報酬	3,442,752	3,278,773
未払委託者報酬	88,527,985	84,311,297
未払利息	117	128
その他未払費用	1,354,458	1,162,766
流動負債合計	93,628,798	94,770,440
負債合計	93,628,798	94,770,440
純資産の部		
元本等		
元本	4,101,254,534	3,451,606,662
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,411,634,263	5,395,366,445
（分配準備積立金）	1,336,926,637	1,112,263,177
元本等合計	8,512,888,797	8,846,973,107
純資産合計	8,512,888,797	8,846,973,107
負債純資産合計	8,606,517,595	8,941,743,547

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自　2022年 2月15日 至　2022年 8月14日	当中間計算期間 自　2023年 2月15日 至　2023年 8月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	△1,000,962,389	1,901,355,044
営業収益合計	△1,000,962,389	1,901,355,044
営業費用		
支払利息	30,908	22,093
受託者報酬	4,107,600	3,278,773
委託者報酬	105,623,909	84,311,297
その他費用	1,471,499	1,163,267
営業費用合計	111,233,916	88,775,430
営業利益又は営業損失（△）	△1,112,196,305	1,812,579,614
経常利益又は経常損失（△）	△1,112,196,305	1,812,579,614
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,112,196,305	1,812,579,614
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△46,995,605	146,796,586
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,212,446,924	4,411,634,263
剰余金増加額又は欠損金減少額	155,524,792	70,381,793
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	155,524,792	70,381,793
剰余金減少額又は欠損金増加額	963,290,981	752,432,639
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	963,290,981	752,432,639
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,339,480,035	5,395,366,445

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (2)剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		前計算期間末 2023年 2月14日現在	当中間計算期間末 2023年 8月14日現在
１.	計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	4,101,254,534口	3,451,606,662口
２.	計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0757円 (20,757円)	2.5631円 (25,631円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2022年 2月15日 至 2022年 8月14日	当中間計算期間 自 2023年 2月15日 至 2023年 8月14日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.618%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2023年 2月14日現在	当中間計算期間末 2023年 8月14日現在
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前計算期間 自 2022年 2月15日 至 2023年 2月14日	当中間計算期間 自 2023年 2月15日 至 2023年 8月14日
元本の推移		
期首元本額	5,028,874,102円	4,101,254,534円
期中追加設定元本額	136,852,936円	51,955,929円
期中一部解約元本額	1,064,472,504円	701,603,801円

（参考）

当ファンドは「ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2023年 2月14日現在	2023年 8月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,458,694,562	1,800,131,304
コール・ローン	106,235,178	99,595,633
株式	6,622,469,245	6,828,692,162
投資証券	65,117,487	41,771,128
派生商品評価勘定	171,958,247	8,111,649
未収配当金	4,561,128	3,473,971
前払金	61,209,264	15,598,045
差入委託証拠金	98,446,080	99,835,680
流動資産合計	8,588,691,191	8,897,209,572
資産合計	8,588,691,191	8,897,209,572
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	23,934,703	-
未払解約金	94,000,000	95,000,000
未払利息	299	286
流動負債合計	117,935,002	95,000,286
負債合計	117,935,002	95,000,286
純資産の部		
元本等		
元本	2,971,054,193	2,476,472,907
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	5,499,701,996	6,325,736,379
元本等合計	8,470,756,189	8,802,209,286
純資産合計	8,470,756,189	8,802,209,286
負債純資産合計	8,588,691,191	8,897,209,572

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、開示対象ファンドの中間期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

３.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2023年 2月14日現在	2023年 8月14日現在
１.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における受益権の総数	2,971,054,193口	2,476,472,907口
２.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.8511円 (28,511円)	3.5543円 (35,543円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年 2月14日現在	2023年 8月14日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2023年 2月14日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	4,041,846,453	－	4,165,227,600	123,381,147
	売建				
	米ドル	4,213,804,700	－	4,165,227,600	48,577,100
合計		8,255,651,153	－	8,330,455,200	171,958,247

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1.開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

②開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2.開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（2023年 8月14日現在）

該当事項はありません。

株式関連

（2023年 2月14日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,503,025,526	－	1,479,090,823	△23,934,703
合計		1,503,025,526	－	1,479,090,823	△23,934,703

（2023年 8月14日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,714,053,831	－	1,722,165,480	8,111,649
合計		1,714,053,831	－	1,722,165,480	8,111,649

（注1）

1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、開示対象ファンドの期末日および中間期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの期末日および中間期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（その他の注記）

項目	自 2022年 2月15日 至 2023年 2月14日	自 2023年 2月15日 至 2023年 8月14日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,685,129,911円	2,971,054,193円
期中追加設定元本額	55,805,942円	21,741,226円
期中一部解約元本額	769,881,660円	516,322,512円
2.開示対象ファンドの期末日および中間期末日における元本の内訳		

ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド	2,971,054,193円	2,476,472,907円
合計	2,971,054,193円	2,476,472,907円

４【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2023年8月末現在の委託会社の資本金の額：　2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：　86,400株
発行済株式総数：　21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：　該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は2023年8月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	45	51,171
追加型株式投資信託	74	469,286
合計	119	520,457

（３）【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年1月 1日から2023年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度（2021年12月31日）		当事業年度（2022年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		1,837,119		2,704,703
未収入金	*1		87,369		81,110
未収委託者報酬			916,695		678,328
未収運用受託報酬	*1		1,025,834		912,466
その他未収収益	*1		735,209		749,743
前払費用			11,475		15,574
未収還付消費税			211,609		-
未収還付法人税等			272,984		-
その他			3,577		5,300
流動資産計			5,101,875		5,147,228
固定資産					
投資その他の資産			437,495		408,284
前払年金費用		68,195		55,333	
繰延税金資産		349,300		332,950	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			437,495		408,284
資産合計			5,539,371		5,555,513

期別		前事業年度（2021年12月31日）		当事業年度（2022年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）

（負債の部）					
流動負債					
預り金			63,801		63,740
未払費用	*1		1,510,312		1,420,982
未払消費税			-		53,036
未払法人税等			9,727		173,897
賞与引当金			775,367		714,825
その他			7,176		7,235
流動負債計			2,366,384		2,433,716
固定負債					
退職給付引当金			2,312		3,521
固定負債計			2,312		3,521
負債合計			2,368,697		2,437,237
（純資産の部）					
株主資本			3,170,673		3,118,275
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			970,673		918,275
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		420,673		368,275	
繰越利益剰余金		420,673		368,275	
純資産合計			3,170,673		3,118,275
負債・純資産合計			5,539,371		5,555,513

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）		当事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			6,326,317		5,102,795
運用受託報酬	*1*2		2,458,945		2,501,320
その他営業収益	*1*3		2,286,865		2,278,670
営業収益計			11,072,128		9,882,785
営業費用					
支払手数料			2,910,158		2,205,766
広告宣伝費			77,812		94,702
調査費			3,584,699		3,293,986
調査費		110,470		85,437	
委託調査費	*1	3,474,229		3,208,548	
委託計算費			230,341		202,285
営業雑経費			75,098		70,962
通信費		2,210		1,172	
印刷費		46,523		42,621	
協会費		17,574		13,372	
その他	*1	8,790		13,796	
営業費用計			6,878,111		5,867,703
一般管理費					
給料			2,555,000		2,392,220
役員報酬		220,107		220,428	
給料・手当	*1	1,636,647		1,523,181	

賞与		698,245		648,610	
交際費			3,225		5,306
旅費交通費			2,276		22,406
租税公課			53,446		56,697
不動産賃借料			297,352		253,903
退職給付費用			156,985		172,439
事務委託費	*1		349,151		399,010
諸経費			55,111		52,433
一般管理費計			3,472,547		3,354,418
営業利益			721,469		660,662
営業外収益					
受取利息		5		6	
雑収入		66		2,559	
営業外収益計			71		2,566
営業外費用					
支払利息	*1	0		15	
為替差損		27,798		9,948	
雑損失		1,044		3,381	
営業外費用計			28,843		13,346
経常利益			692,697		649,882
税引前当期純利益			692,697		649,882
法人税、住民税及び事業税			231,633		265,271
法人税等調整額			44,600		16,349
当期純利益			416,463		368,261

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）　(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当期中の変動額						
剰余金の配当			△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840
当期純利益			416,463	416,463	416,463	416,463
当期中の変動額合計			△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376
当期末残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）　(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			△420,660	△420,660	△420,660	△420,660

当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			△52,398	△52,398	△52,398	△52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．　引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 （2021年12月31日）	当事業年度 （2022年12月31日）
△1,196千円	△988千円

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2．　重要な収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投信信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

（3）成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1．　繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	332,950

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

1．　収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識基準に関する会計基準」　（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）　等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計方針の変更による影響はありません。

2．　時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」　（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）　第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年12月31日）	当事業年度 （2022年12月31日）
現金・預金	955,290	1,715,919
未収入金	5,187	11,544
未収運用受託報酬	7	47
その他未収収益	72,341	14,985
未払費用	60,208	66,311

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日	当事業年度 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日
運用受託報酬	46	41
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	81	-
人件費	-	-
事務委託費	448,826	690,699

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日	当事業年度 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日
投資助言報酬	43,020	72,151

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日臨時株主総会	普通株式	2,103,840	97,400	2021年3月31日	2021年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当ありません。

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当ありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．金融商品の時価等に関する事項

（注）1．金融商品の時価の算定方法

2022年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年12月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	1,837,119	-
未収入金	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	-
未収還付消費税	211,609	-
未収還付法人税等	272,984	-
合計	5,086,822	-

当事業年度（2022年12月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	2,704,703	-
未収入金	81,110	-
未収委託者報酬	678,328	-
未収運用受託報酬	912,466	-
その他未収収益	749,743	-
合計	5,126,353	-

（退職給付関係）

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

1．　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2．　確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,014,693
勤務費用	109,963
利息費用	2,905
数理計算上の差異の当期発生額	△1,418
退職給付の支払額	△59,865
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,066,278

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,022,108
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の当期発生額	25,836
事業主からの拠出額	138,543
退職給付の支払額	△59,865
年金資産の期末残高	1,132,162

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,066,278

年金資産	△1,132,162
小計	△65,883
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883
退職給付引当金	2,312
前払年金費用	△68,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	109,963
利息費用	2,905
期待運用収益	△5,538
数理計算上の差異の費用処理額	△27,253
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	80,075

(注)上記の他、特別退職金50,134千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.307%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	△49,075

退職給付の支払額	△105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	△90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	△105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	△1,073,684
小計	△51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	△55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	△6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.301%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

（税効果会計関係）

1．　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年12月31日）	当事業年度 （2022年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	17,100	25,670
減価償却超過額	58,100	71,600
資産除去債務	-	52,300
未払事業税	△7,000	13,200
株式報酬費用	31,800	30,100
退職給付引当金	8,600	0
賞与引当金	237,500	188,681
その他	44,200	3,399
繰延税金資産小計	393,900	384,950
評価性引当額	△41,000	△52,000
繰延税金資産合計	349,300	332,950

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （2021年12月31日）	当事業年度 （2022年12月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.15%	10.53%
過年度法人税等	△0.52%	0.00%
評価性引当額の増減	5.92%	1.69%
その他	△0.29%	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.88%	43.33%

（収益認識関係）

1．　収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年12月31日）	当事業年度 （2022年12月31日）
委託者報酬	6,326,317	5,102,795
運用受託報酬	2,138,397	2,184,783
成功報酬（注）	320,548	316,536
その他営業収益	2,286,865	2,278,670
合計	11,072,128	9,882,785

（注）　成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

1．　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,398,375千円	1,367,519千円	979,916千円	4,745,811千円

当事業年度（自　2022年1月1日　至 2022年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,464,401千円	1,398,162千円	927,560千円	4,790,124千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客に関する情報

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,273,486千円	投資運用

当事業年度（自　2022年1月1日　至 2022年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,288,845千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費 不動産関係費(受取)	 6,144,950 9,460,918 46 473,971 81	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	955,290 5,187 7 49,216
親会	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	25,144	その他未収収益 未払費用	72,341 10,992

社										

（注）1.　ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	109,669 140,947 163,736	その他未収収益 未収入金 未払費用	77,606 16,838 90,629
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	454,327 296,383 86,446	未収入金 その他未収収益 未払費用	14,110 18,294 217,318
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	45,653 186,617 27,735	その他未収収益 未払費用	25,151 35,522
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	129,845 345,368 32,205	未収入金 その他未収収益 未払費用	2,018 37,789 68,130
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	461,466 1,734,464 205,113	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,648 76,167 265,388
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	53,794 648,202 151,120	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,101 40,951 136,410
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	409,469 5,867 140,792	未収入金 その他未収収益 未払費用	640 95,468 4,844
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取） 不動産関係費(受取)	207,936 32	未収入金	1,816
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	835,133 82,238 3,192	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,007 140,225 16,708

	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	253百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	102,545 379,475 30,803	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,589 81,352 73,089

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス．エイ．ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	 5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

(注) 1. ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	UBS Asset					兼業業務	その他営業収益	100,380	その他未収収益	98,620

親会社の子会社等	Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	委託調査費 事務委託費(受取)	121,637 184,167	未収入金 未払費用	17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	１百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)
親会社の親会社 ユービーエス．エイ．ジー(銀行) （非上場）
最終的な親会社 UBS Group AG ― Zurich (NYSE / SIX 上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日）	当事業年度 （自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日）
1株当たり純資産額	146,790円45銭	144,364円60銭
1株当たり当期純利益金額	19,280円72銭	17,049円15銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日）	当事業年度 （自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日）
当期純利益（千円）	416,463	368,261
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	416,463	368,261
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

（1）中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 （2023年6月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額 （千円）
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			2,591,589
未収入金			66,055
未収委託者報酬			617,221
未収運用受託報酬			528,856
その他未収収益			628,443
その他			5,263
流動資産計			4,437,430
固定資産			
投資その他の資産			301,853
前払年金費用		72,053	
繰延税金資産		209,800	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			301,853
資産合計			4,739,283

期別		当中間会計期間末 （2023年6月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額 （千円）
（負債の部）			

流動負債			
預り金			46,282
未払費用			1,378,587
未払消費税			52,709
未払法人税等			22,459
賞与引当金			235,741
その他			5,888
流動負債計			1,741,669
固定負債			
退職給付引当金			4,923
固定負債計			4,923
負債合計			1,746,593
（純資産の部）			
株主資本			2,992,690
資本金			2,200,000
利益剰余金			792,690
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		242,690	
繰越利益剰余金		242,690	
純資産合計			2,992,690
負債・純資産合計			4,739,283

（2）中 間 損 益 計 算 書

期別		当中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）
営業収益			
委託者報酬			2,261,126
運用受託報酬			1,184,417
その他営業収益			1,053,260
営業収益計			4,498,804
営業費用			
支払手数料			949,554
広告宣伝費			12,379
調査費			1,547,562
調査費		60,462	
委託調査費		1,487,100	
委託計算費			101,926
営業雑経費			39,682
通信費		281	
印刷費		27,368	
協会費		5,310	
その他		6,722	
営業費用計			2,651,104
一般管理費			
給料			1,090,581
役員報酬		99,961	
給料・手当		777,232	
賞与		213,388	

交際費			3,019
旅費交通費			14,104
租税公課			22,196
不動産賃借料			132,332
退職給付費用			101,407
事務委託費			102,924
諸経費			27,181
一般管理費計			1,493,748
営業利益			353,952
営業外収益			
受取利息		5	
為替差益		12,038	
営業外収益計			12,044
経常利益			365,996
税引前中間純利益			365,996
法人税、住民税及び事業税			172
法人税等調整額			123,150
中間純利益			242,673

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2023年1月1日　至　2023年6月30日）　(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
中間純利益			242,673	242,673	242,673	242,673
当中間期変動額合計			△ 125,584	△ 125,584	△ 125,584	△ 125,584
当中間期末残高	2,200,000	550,000	242,690	792,690	2,992,690	2,992,690

[注 記 事 項]

（重要な会計方針）

1．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2．重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期 中間会計期間
自　2023年 1月 1日
至　2023年 6月30日

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日

（金融商品関係）

1.　金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。
なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（収益認識関係）

第29期 中間会計期間
自　2023年 1月 1日
至　2023年 6月30日

1.収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	2,261,126千円
運用受託報酬	984,458千円
成功報酬（注）	199,958千円
その他営業収益	1,053,260千円
合計	4,498,804千円

（注）　成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2.重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報）

第29期 中間会計期間
自　2023年 1月 1日
至　2023年 6月30日

1.　セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報
営業収益

日本	米国	その他	合計
1,163,223千円	625,970千円	448,484千円	2,237,678千円

（注）営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬2,261,126千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,053,276千円	投資運用

（注）委託者報酬2,261,126千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（1株当たり情報）

第29期 中間会計期間
自　2023年 1月 1日
至　2023年 6月30日

1株当たり純資産額	138,550円48銭
1株当たり中間純利益金額	11,234円88銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益	242,673千円
普通株式に係る中間純利益	242,673千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

２０２３年3月１７日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　川　井　恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２２年1月１日から２０２２年１２月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２２年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

２０２３年9月１３日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　川　井　恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２３年１月１日から２０２３年１２月３１日までの第２９期事業年度の中間会計期間（２０２３年１月１日から２０２３年６月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２３年６月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２３年１月１日から２０２３年６月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年10月27日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　稲葉　宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンドの2023年2月15日から2023年8月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンドの2023年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月15日から2023年8月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。